

# 日本国憲法に関する調査特別委員会公聴会

07.3.22

公述人 前衆議院議員・JPU総合研究所特別研究員  
山花郁夫

## 1 公務員試験受験指導の経験から

「憲法改正手続について正確に理解している国民が少ない」という議論について

設問いかんによっては周知徹底は悲観的。受験生ですら正答率は7割程度。国会が発議して国民投票で過半数の賛成が必要という程度の認識は必要。

## 2 国政の重要問題に関する一般的国民投票について

この点についてはもう少し議論を詰めていただきたい

### 41条に抵触するという議論について

「諮問的とはいえ、事実上の拘束力がある」したがって、ダメということにはならないはず。「事実上の拘束力」ということと、「法的拘束力」の間には質的な違いがある

日本は制定法国であり、判例の先例拘束性は事実上のものであるということとの対比

### 代表制民主主義に反するという議論について

前文が引用されてこのような議論になることもある。

一般論としていうと、何でもかんでも国民投票という発想にはネガティブ

しかし、憲法上、代表民主制を原則としながら、直接民主主義の制度を補完的に組み合わせている。これを限定列举と解するか、例示と解するか。

「事実上の拘束力」はどの程度の強さか。

例えとして適切かどうかは措くとして、「義務教育を高校までにする」

法律事項だが..... 職業選択の自由

- A 一般的国民投票で僅差で否決、しかし、世論調査では圧倒的に未成年者層は賛成
- B 一般的国民投票で僅差で可決、しかし、世論調査では圧倒的に未成年者層は反対

これも例えとして適切かどうかは措くとしても、皇室典範を改正して女性天皇あるいは女系天皇を認めるかどうか

一般的国民投票で僅差の過半数だった場合、本当にその結果を受けて皇室典範を改正してよいか？

「国政の重要問題」とは。また、結果をどのように尊重するか

あらかじめ類型化するのではなく、全会派が一致した案件とする、などの手続的工夫はできないか？

その際、結果について尊重するとしても、単純過半数で済む課題もあれば、(会派の一致した認識が必要だが)、7~8割程度の賛成が必要というケースもあるのではないか。

否定的な見解も2通り

- a . そもそも認められない
- b . 区別すべき

b . については、どうして一緒に議論することが排除されるのか。あくまでも手続法であり、技術面でどの程度の違いがあるのか。

今議論しないでいつするのか